

## **保険対象外の費用についてのお知らせ**

**当薬局では療養給付(健康保険から給付される医療費)と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしております。**

**・水薬・軟膏薬・点鼻薬のポリ容器代**

**・レジ袋**

**・長期収載品の選定療養**

**2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品(特許期間を終了した医薬品)を選択した場合、従来の自己負担に加え「選定療養費」を負担する必要があります。詳しくはスタッフまでお尋ね下さい。**